

## 随意契約理由書 及び 比較見積省略理由書

業務名称 : 大阪府立狭山池博物館 漏水等補修工事

業務場所 : 大阪狭山市池尻中二丁目 地内

工 期 : 契約日と同日から令和5年3月15日まで

随契要件 : 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

選定理由 : 本工事は大阪府立狭山池博物館において、展示スペースで発生している漏水等の補修を行うものである。

当館は安藤忠雄氏により設計され、意匠性が高いうえに構造も複雑であること、館内に展示されている重要文化財付近での作業となることから、展示物及び来館者等に影響のないよう、安全かつ適切な施工計画の立案、より慎重な現場施工が求められる。

これに関しては、当館の新築工事を行った株式会社藤木工務店大阪本店が複雑な意匠や構造の詳細を熟知していること、また過年度（令和元年度及び2年度）にも同館において同種工事を施工していることから、本工事を適切に施工できる唯一の会社であると考えられるため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により同社と随意契約を締結し、所期の目的を達成したい。

なお、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略する。